

森林分野 CPD ガイドブック（令和元年度版）

[公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター（JAFEE）による CPD]

| | |
|----------------------------------|----|
| I. 森林分野 CPD の目的及び運営体制----- | 1 |
| II. 森林分野 CPD の仕組み----- | 2 |
| II-1 森林分野 CPD の学習内容----- | 2 |
| II-2 森林分野 CPD プログラムの提供----- | 4 |
| II-3 認定された森林分野 CPD プログラムの利用----- | 6 |
| II-4 森林分野 CPD 実施記録の登録----- | 7 |
| II-5 森林分野 CPD 実施記録証明書の発行----- | 9 |
| III. 森林分野 CPD 会員等----- | 10 |
| III-1 森林分野 CPD 会員への加入・登録----- | 10 |
| III-2 森林分野 CPD 団体会員への加入----- | 11 |
| III-3 機能付き法人専用 ID 会員への加入----- | 12 |
| IV. その他注意事項----- | 13 |
| | |
| 別紙 1 森林分野 CPD の課題区分----- | 14 |
| 別紙 2 森林分野 CPD の形態区分----- | 15 |
| 別紙 3 森林分野 CPD 年会費等表----- | 16 |

I. 森林分野 CPD の目的及び運営体制

1. 森林分野 CPD 制度の必要性

経済社会の国際化が進む中で、技術者は、新たな知見や技術を取り入れ、高い倫理観と専門技術者として技術能力の保持、継続的な研鑽、学習が必要であることはいまでもありませんが、それを証明するものとして、第三者による技術能力の評価制度に参加することが、技術者としての必須義務とされることになりました。

このことは、公共事業等の発注機関（地方自治体を含む）側からも、技術水準を確保するために、受注者に対して特定の技術資格を有することだけではなく、技術者継続教育すなわち CPD を実施していることなどが要求されるようになってきたことからでも明らかです。

他の技術分野においては関連学協会等によってすでに CPD が実施されていましたが、森林分野ではこれを総合的、横断的にカバーする CPD 制度がなかったため、行政、関連業界、技術者グループ等から森林分野の技術者継続教育制度の創設が求められていたところでありました。

（注）CPD は Continuing Professional Development の略で技術者継続教育と訳されます。

2. 公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター（JAFEE）と CPD 制度

一般社団法人森林・自然環境技術者教育会（JAFEE）は、森林及び自然環境分野における技術者教育の発展と科学技術の発展に貢献することを目的に、森林及び自然環境に関連する学協会等（15 団体）によって平成 14 年 3 月に設立され、平成 21 年 4 月に一般社団法人となり、平成 31 年 4 月に公益社団法人森林保全・管理研究所と合併して公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センターとなったものであります。主な事業内容は、日本技術者教育認定機構（JABEE）の行う技術者教育プログラムの審査に関する事業、森林及び自然環境技術者の継続教育に関する事業等です。（「JAFEE 定款」参照。）

また、JAFEE は、上記のような森林分野 CPD の必要性から森林分野技術者のための CPD 制度について検討を行い、平成 21 年 3 月に森林分野 CPD 制度を創設して、その後活動を継続しているところです。

（注）森林・自然環境技術教育研究センターの英語名は（Center for Joint Advancement of Forest and Natural Environment Engineering by Education and Research）ですが、英語略称を JAFEE としています。

3. 森林分野 CPD の運営

（1）森林分野 CPD の運営は、JAFEE に森林分野技術者継続教育委員会（以下、「CPD 委員会」という。）を置いて行います。CPD 委員会には CPD プログラム審査部会及び CPD 実施記録審査部会を置いて次の審査を分担させます。

- ① CPD プログラム審査部会：CPD プログラム審査基準に基づき CPD 提供機関が行う CPD プログラムの審査・認定を行います。
- ② CPD 実施記録審査部会：CPD 実施記録証明書審査基準に基づき CPD 実施記録の審査・認定を行います。

（2）下記の森林分野 CPD の実務は CPD 管理室に於いて行っています。

- ①CPD 会員の管理、②CPD プログラムの提供、③CPD 実施記録証明書の発行、④CPD ウェブサイトの管理等。

II. 森林分野 CPD の仕組み

II-1 森林分野 CPD の学習内容

[森林分野 CPD の課題区分及び形態区分]

1. 森林分野 CPD の学習内容は、別紙の「別紙1:森林分野 CPD の課題区分」と「別紙2:森林分野 CPD の形態区分」で定められています。
2. 何を学ぶかという「課題区分」については、専門技術課題（B）を重点に一般共通課題（A）、関連する技術課題（C）を学習することとしています。
3. 具体的には、森林分野 CPD は森林分野技術の継続教育であるから、一定量の森林分野の専門技術課題（B）を学習することが必要であり、このため、専門技術課題（B）が少なくとも一般共通課題（A）及び関連する技術課題（C）を足し合わせたもの以上に学習する必要があるという観点から、（B）と（A）及び（C）のバランスを、次の通りとしています。

$$B \geq (A + C)$$

[専門技術課題（B） \geq （一般共通課題（A）+関連する技術課題（C））]

4. 学習方法である「形態区分」は、現場の技術者が CPD を実施するために幅広い形態で学習できることに配慮して定めていますが、特定の学習方法だけに偏らないように形態別に CPD 時間取得上限を定めています。
5. 学習量は CPD 時間で表し、CPD 時間は、[CPD 量×算定係数] で算定しています。
CPD 量：学習あるいは指導した時間、通信教育の課題数、論文の数等
算定係数：研修受講等は係数を1とし、研修講師の場合の係数は3とするなど困難な業務は高く評価しています。

[推奨学習時間]

6. 1年間当たりの推奨学習時間は次表のとおりです。

表 推奨学習時間

| | 1年間 | 5年間 |
|--------|-----|-----|
| CPD 時間 | 20 | 100 |

(注) 第3者からみてエビデンス（証明）の難しい自主学習（会誌の購読等）は形態区分の学習内容から除外していること、職場内研修の CPD の上限時間を年間 10 時間等とし、CPD 時間取得上限をより厳格化していること等を踏まえ、推奨学習時間を定めています。

[JAFEE の認定した CPD プログラム]

7. 森林分野 CPD システムは、CPD 会員に質の高い CPD を提供するとともに、CPD 実施記録審査を公正にかつ迅速に行うことを目標としています。

8. このため、CPD プログラムを事前に審査・認定して、できるだけ多くの JAFEE 認定プログラムで CPD 会員が学習できるように努めています。

9. 「CPD の形態区分」に定める「JAFEE に認定されたプログラム」などは次の通りです。

(1) 形態区分の「Ⅰ研修会等への参加Ⅰ-①」、「Ⅲ職場内研修Ⅲ-①」及び「Ⅳ技術指導Ⅳ-①、Ⅳ-③」の JAFEE に認定されたプログラムについては、「Ⅱ-2 森林分野 CPD プログラムの提供」に審査・認定の手順が説明されています。現在、公開募集しているプログラムは、「公開されている CPD プログラム一覧表」の通りです。

(2) 森林分野 CPD のウェブサイトの「CPD 会員の方」又は「法人専用 ID 会員の方」からログインすれば「JAFEE に認定された学術誌、技術誌等」、「JAFEE 認定された技術発表会等」のほか、「CPD の対象となる資格取得」、「CPD の対象となる受賞」、「通信教育の課題・教材一覧表」が閲覧できます。

Ⅱ-2 森林分野 CPD プログラムの提供

[CPD プログラムの提供機関]

1. CPD プログラム提供機関とは、研修会、講習会等の CPD プログラムを企画し、CPD 会員に CPD 学習機会を提供する機関のことで、次の機関が CPD プログラム提供機関となることができます。
 - ① JAFEE
 - ② JAFEE の正会員
 - ③ CPD 団体会員
 - ④ JAFEE の正会員及び CPD 団体会員傘下の団体、支部、企業等で CPD 委員会の承認を得たもの
 - ⑤ 大学、官庁、関連団体等で CPD 委員会の承認を得たもの
2. CPD プログラム提供機関は CPD プログラムを実施する場合、CPD 会員個人の実施記録を自動的に登録することができるカードリーダーの貸付を受けることができます。

[研修会型 CPD プログラム]

3. CPD プログラムは、「CPD の形態区分」にあるような種々の形態で提供されるものを含みますが、ここでいうプログラム提供機関が提供する CPD プログラムは、形態区分の「Ⅰ研修会等への参加Ⅰ-①」、「Ⅲ職場内研修Ⅲ-①」及び「Ⅳ技術指導Ⅳ-①、Ⅳ-③」のような研修会・研究発表会等の開催となります。

[CPD プログラムの審査・認定・公開]

4. CPD プログラム提供機関は、JAFEE に認定されたプログラムとして CPD プログラムを実施する場合、CPD プログラム審査部会で事前に審査・認定を受けることが必要です。
5. CPD プログラムの審査・認定は、次の手順によりウェブサイト上で行われます。
 - ① JAFEE から CPD プログラム提供機関へ ID とパスワードを電子メールで送付
 - ② CPD プログラム提供機関から JAFEE へ CPD プログラム認定申請書を提出
 - ③ JAFEE の CPD プログラム審査部会で審査・認定
 - ④ JAFEE から CPD プログラム提供機関へ JAFEE が認定したプログラムであることを通知
6. CPD プログラム提供機関は、JAFEE から CPD プログラムの認定がされた場合は、原則として、すみやかに当該 CPD プログラムを JAFEE ウェブサイトに登録し、CPD 会員へ公開することが義務付けられています。
7. CPD プログラム提供機関は、JAFEE ウェブサイトへ登録・公開された CPD プログラムについては、定員を超えた場合等やむをえない事由がある場合を除いて、全ての CPD 会員の参加を認めることとします。
8. CPD プログラム提供機関は、CPD プログラム実施後すみやかに JAFEE へ CPD プログラム参加者名簿を添えて CPD プログラム実施報告書を提出しなければなりません。実施報告書の提出はウェブサイトで行います。

[特定の CPD 会員に限定した非公開 CPD プログラムの審査・認定]

9. CPDプログラム提供機関に所属する団体、支部、企業等が非公開で行う講習会、研修会、職場内研修等のCPDプログラムも、CPDプログラム審査部会の審査・認定を受けることができます。
10. この場合、別途定めるCPD審査・認定料を頂くことにします。
11. CPDプログラムの審査・認定の手順は公開CPDプログラムの場合と基本的には同様です。
12. また、このCPDプログラムはJAFEEウェブサイトに掲載することはできません。
13. CPDプログラム実施報告書の提出は公開プログラム同様CPDプログラム実施後すみやかにJAFEEへCPDプログラム参加者名簿を添えてCPDプログラム実施報告書を提出しなければなりません。実施報告書の提出はウェブサイトで行います。

II-3 認定された森林分野CPDプログラムの利用

1. 研修会参加型 CPD プログラムの利用

CPD 会員は次により CPD プログラムの利用をすることができます。

- (1) CPD プログラム提供機関が登録している「公開されている CPD プログラム一覧表」の中から自分の希望する CPD プログラムを選んで、その「CPD プログラム情報」を開いて内容を閲覧します。
- (2) その CPD プログラムに参加することを希望する場合は、「CPD プログラム情報」の指示に従ってウェブサイトから参加申込みの手続きを行います。
- (3) 研修会等の受付で IC タイプ会員証をカードリーダーにかざして参加登録を行います。これにより、参加者名簿の作成、各人の実施記録の登録が完了します。
- (4) CPD プログラムの受講証明書を必要とする場合は、ウェブサイトからダウンロードして入手できます。
- (5) なお、詳しい利用方法は森林分野 CPD のウェブサイトの「CPD 会員の方」又は「法人専用 ID 会員の方」からログインして「森林分野 CPD 利用の手引き」をご覧ください。

2. 通信教育型 CPD プログラムの利用

- (1) 森林分野 CPD 会員は地方の中小都市、山村に多く居住し、かつ、中小企業内の技術者、森林を対象とした現場技術者が多く、公開 CPD プログラムの受講機会が限られていることから、通信教育に力を入れて実施することとしています。
- (2) CPD 会員 ID を用いてウェブサイトに接続し「通信教育課題・教材一覧表」を開いて、現時点で有効な課題・教材を選択して通信教育の受講ができ、回答、指導員の審査、実施記録の登録が簡潔にできるようになっています。なお、詳しい利用方法は「森林分野 CPD 利用の手引き」をご覧ください。

通信教育の手順は次の通りです。

- ① CPD 実施記録登録画面が通信教育の解答用紙を兼ねています。設問の指示に従い、レポート(800字)をまとめて記入します。
 - ② 解答を指導員が審査をし、評価、指導を CPD 実施記録登録画面で行いますので評価が許可の場合は CPD 実施記録が登録されます。
 - ③ 評価が不可の場合は指導に従って修正等を行います。
 - ④ 再度、指導員が審査した時点で通信教育は修了し、許可の場合は CPD 実施記録が登録されます。不可の場合は CPD 実施記録が登録されません。
- (3) 通信教育の教材は以下により作成しています。
 - ① JAFEE において作成した課題はダウンロード(問題内容が画面表示)して活用できるようにしています。
 - ② 正会員、団体会員等の会誌の技術論文から作成しています。
 - (4) 詳しくは CPD 会員 ID を用いて JAFEE ウェブサイトに接続して閲覧ができます。

Ⅱ—4 森林分野 CPD 実施記録の登録

CPD の形態区分は「別紙 2:森林分野 CPD の形態区分」のとおりであり、このうち、形態区分 I—①及びⅢ—①は、カードリーダーを使用して実施記録を登録します。その他は CPD 会員個人又は機能付き法人専用 ID によって実施記録を登録します。詳しい登録方法は「森林分野 CPD 利用の手引き」をご覧ください。

1. カードリーダーを使用した登録

JAFEE に認定された研修会参加型プログラムのうち、形態区分「研修会等への参加 I—①」及び「職場内研修Ⅲ—①」については、研修会場等で受付する際に IC タイプ会員証をカードリーダーにかざすことにより、各人の実施記録が自動的にウェブサイトから登録されます。従って、各人がウェブサイトの研修会参加型の登録画面から登録する必要はありません。

また、受講証明書を必要とする場合は、ウェブサイトからダウンロードして入手することが可能です。

2. カードリーダーを使用しないで登録

(1) 実施記録を登録する場合は、CPD プログラムの内容を確認できる資料、当該プログラムに参加（又は取得、受賞）したことを証する資料等を PDF 資料にしてウェブサイトに添付することとしており、実施記録の登録時点で厳正な個別審査(入口審査)を行っています。

(2) CPD 実施記録の登録は、CPD の形態区分に応じて 4 つに分かれています。

- ・研修会参加型は、「I 研修会等への参加 I-②」、「Ⅲ職場内研修Ⅲ-②」、「Ⅳ技術指導」のうち(Ⅳ—①)及び(Ⅳ—③)です。
- ・研修会講師型は、「Ⅱ論文等の発表」と「Ⅳ技術指導」のうち(Ⅳ—②)及び(Ⅳ—④)です。
- ・通信教育型は、「Ⅴ研修教育型Ⅴ-①」です。
- ・その他型は、「Ⅵその他」で資格取得、受賞のほか、「Ⅵ-⑨その他」には、いろいろな形態のものが混ざっているので、CPD として評価できる点を簡潔にまとめて記入するとともに、できるだけ事前に JAFEE にご相談することとしています。

3. 「実施記録登録は前年度履修したものまで登録することができます。但し、新規加入者は加入時点から 3 ヶ年前まで登録が可能としています。

4. 登録した CPD 実施記録の閲覧は、CPD 会員 ID 又は法人専用 ID を用いてウェブサイトに接続し、期間を指定して「記録の閲覧・編集」を開けば登録した CPD 実施記録を閲覧することができます。

(附) 建設系 CPD 協議会に加盟する団体の CPD との関係について

建設系 CPD 協議会は、16 学協会の構成団体で組織され、CPD の推進に係わる連絡や調整を図ることを目的としています。JAFEE は建設系 CPD 協議会に加盟しており、これにより森林分野 CPD は、国土交通省の総合評価方式の対象となっています。

以下、建設系 CPD プログラム認定等についての取り扱いは次のとおりです。

1. CPD プログラムの認定について

建設系 CPD 協議会 相互協力協定書第 1 条第 1 項では、「構成団体は、それぞれの個別 CPD プログラムを相互に尊重したうえで、他の構成団体が認定した個別 CPD プログラムの取扱いについてはそれぞれの構成団体の自主的判断による」としています。

これを踏まえ、JAFEE としては、構成団体が認定するプログラムは尊重するという原則に立ち個別にプログラム認定を行うこととしますが、プログラム内容によっては認定されないこともあります。

2. CPD 単位の承認について

建設系 CPD 協議会 相互協力協定書第 2 条第 1 項及び第 2 項では、「構成団体が CPD 単位の付与に関して独自の教育分野や教育形態の体系を持っていることから、構成団体間で CPD 単位を相互に利用する場合には、自らの体系にしたがって CPD の単位換算することができる」としています。

これを踏まえ、JAFEE としては CPD 単位の承認にあたっては JAFEE の学習 CPD 単位に基づき行うこととします。

3. CPD プログラム参加証明について

建設系 CPD 協議会 相互協力協定書第 3 条第 1 項「構成団体は、他の構成団体に属する会員が希望すれば、その構成団体が行うプログラムに参加したことの証明を行うものとする」としています。

これを踏まえ、JAFEE としては、他の構成団体会員が JAFEE・プログラムに参加した場合、希望をすればその証明を行います。

なお、地盤工学会、全国土木施工管理技士会連合会、農業農村工学会への CPD 記録申請に当たっては受講証明書をウェブサイトの「CPDS 用」からダウンロードして入手できます。

II-5 森林分野 CPD 実施記録証明書の発行

1. 実施記録の証明はウェブサイトから CPD 実施記録証明書発行申請書を提出し、審査を経て電子メールで発行されます。
2. 実施記録は登録の時点で厳正な個別審査(入口審査)をしていることから、証明書は迅速に発行することができます。
3. CPD 実施記録証明書には、申請された期間の総 CPD 時間と、1 年毎の課題区分別 CPD 時間と形態区分別の CPD 時間が記載されます。
4. CPD 実施記録証明書は、1 年を単位として 5 年以内であれば申請者の希望する期間で、必要部数を無料で発行します。
5. なお、詳しい証明書発行方法は CPD 会員 ID 又は法人専用 ID を用いてウェブサイトに接続して「森林分野 CPD 利用の手引き」をご覧ください。

Ⅲ 森林分野 CPD 会員等

Ⅲ—1 森林分野 CPD 会員への加入・登録

1. CPD 会員は、次の各号に該当するものであって、かつ、現在、森林分野の技術業務に携わっている者としています。

- ① JAFEE の正会員に所属する会員又は職員
- ② JAFEE の正会員に所属する企業等に所属する者
- ③ CPD 団体会員(JAFEE の賛助会員)に所属する会員又は職員
- ④ CPD 団体会員(JAFEE の賛助会員)に所属する企業等に所属する者

(1) JAFEE の正会員

JAFEE の正会員は、次の 21 団体です。

(一社)日本森林学会、(一社)日本森林技術協会、(公益社)砂防学会、(公益社)日本地すべり学会、(公益社)日本造園学会、森林部門技術士会、樹木医学会、森林計画学会、森林立地学会、森林利用学会、日本緑化工学会、(一社)日本林業土木連合協会、(一社)全国森林土木建設業協会、日本林業技士会、(一社)森林技術コンサルタント協議会、(一社)林道安全協会、全国国有林造林生産業連絡協議会、(一社)日本治山治水協会、(公益社)大日本山林会、(一財)日本森林林業振興会、(一社)林業機械化協会

(2) CPD 団体会員

CPD 団体会員は、次の 5 団体です。

宮崎県森林組合連合会、熊本県森林組合連合会、青森県森林組合連合会、岐阜県森林組合連合会、鹿児島県森林組合連合会

2. CPD 会員への加入方法は、①所属する JAFEE 正会員または CPD 団体会員（以下「CPD 団体会員等」という。）である団体を経由して申し込む（団体経由）方法と②機能付き法人専用 ID を取得している法人から直接 JAFEE に申し込む方法があります。

3. 加入を認められた者は、CPD 会員入会金および CPD 会員年会費を JAFEE に納入し、所定の手続きをとって加入・登録することが必要です。

また、同時に、IC タイプ会員証用の写真を JAFEE 事務局へ送付します。

4. JAFEE は CPD 会員入会金および CPD 会員年会費を納入した者に CPD 会員証及び CPD 会員 ID を電子メールで送付します。IC タイプ会員証は JAFEE から CPD 会員へ郵送します。

5. CPD 会員 ID 又は機能付き法人専用 ID を用いて JAFEE のウェブサイトへ接続し、個人情報の登録を行うとともに、CPD プログラムの閲覧、CPD 実施記録の登録などを行うことができます。

Ⅲー2 森林分野 CPD 団体会員への加入

CPD 団体会員（JAFEE 賛助会員）とは

- (1) CPD 団体会員とは、森林分野に関係する団体であって、CPD 委員会の承認を得て JAFEE 賛助会員として CPD 事業に参加する団体のことです。
- (2) CPD 団体会員になるためには、JAFEE に CPD システム開発負担金、CPD 団体会員年会費を納め、所定の手続きをとって加入・登録することが必要です。
- (3) CPD 団体会員は、当該団体に所属する会員から CPD 会員加入申し込みを受け付け、JAFEE への CPD 会員加入申込者名簿を提出するほか、CPD プログラム提供機関として CPD 会員の学習支援にも努めることとしています。

Ⅲ―3 機能付き法人専用 ID 会員への加入

1. 機能付き法人専用 ID 会員に加入すると法人が CPD 会員個人に代わって種々の手続き等が可能になり、法人の利便性の向上、事務処理の迅速化等が図られます。
2. 「機能付き法人専用 ID 会員」に加入できる団体、法人等は次の通りです。
 - ① JAFEE の正会員
 - ② CPD 団体会員
 - ③ CPD 団体会員傘下の団体、支部、企業等
3. 「機能付き法人専用 ID 会員」に加入できる条件は次の通りです。
 - ① 団体、法人等に所属する CPD 会員を有していること。
 - ② 団体、法人等が所属する CPD 会員から申請、閲覧等を個人に代わって行うことの承諾を得ていること。
4. 機能付き法人専用 ID 会員加入を希望する場合は、上記 2 及び 3 の条件を共に満たしている団体、法人等であれば JAFEE に直接申請することができます。
5. 機能付き法人専用 ID 会員は次のことが CPD 会員個人に代わってできます。
 - ① 実施記録の証明書申請、② 実施記録の登録や閲覧、③ 年会費の納入状況の閲覧、④ CPD 会員の新規入会申請、⑤ CPD プログラムへの参加申込等、
6. 機能付き法人専用 ID 会員に加入するためには年間の「機能付き法人専用 ID 会員年会費」が必要になります。

IV. その他注意事項

1. CPD 会員の年会費が滞納されている場合の取り扱い

- (1) 年会費が滞納されている場合は、CPD 実施記録証明書の発行を停止いたします。
- (2) 年会費を 2 年間以上滞納している場合には、滞納金が納入されるまでの間 ID を無効としますので、JAFEE のウェブサイトへ接続することができません。
- (3) 年会費を 5 年以上滞納している場合は退会したものとします。

2. 機能付き法人専用 ID 会員の年会費が滞納されている場合の取り扱い

- (1) 年会費が滞納されている場合は、機能付き法人専用 ID による CPD 実施記録証明書の発行、実施記録の登録等一連の手続きを停止いたします。
- (2) 年会費を 2 年間以上滞納している場合には、滞納金が納入されるまでの間、機能付き法人専用 ID を無効としますので、JAFEE のウェブサイトへ接続することができません。
- (3) 年会費を 5 年以上滞納している場合は退会したものとします。

3. 個人情報の変更手続き

- (1) CPD 会員登録で登録した個人情報を変更した場合は、「個人情報管理画面」を開いて修正します。
- (2) 特に CPD 用 E-MAIL を変更した場合は、CPD 管理室との連絡、ウェブサイトの利用に支障が生じますのですみやかに変更して下さい。

4. 法人情報の変更手続き

- (1) 登録した法人情報に変更された場合は、「法人情報管理画面」を開いて修正してください。(法人 ID、所属団体、法人番号、法人名の変更はできません。)
- (2) 特に連絡用 E-MAIL を変更した場合は、CPD 管理室との連絡、ウェブサイトの利用に支障が生じますのですみやかに変更して下さい。

別紙1 森林分野 CPD の課題区分

| 課題区分 | 項目 | 内容 | 記号 |
|----------|--------|---|-----|
| A 一般共通課題 | 倫理 | 倫理規程、技術倫理、技術者倫理、職業倫理など | A |
| | 環境 | 地球環境問題、環境アセスメント手法など | |
| | 社会経済動向 | 国内外の社会動向、産業経済動向、技術動向、 | |
| | 法律、契約 | 関連法令、知的財産法、契約制度など | |
| | その他 | プレゼンテーション・コミュニケーション能力、一般教養など | |
| B 専門技術課題 | 森林領域 | 森林生態系の理解を基礎とした、森林資源の計測、森林の成長予測、森林 GIS 等森林の情報管理、森林計画に関する知識・能力 | B-1 |
| | 林業領域 | 森林の管理、造林、森林の保育・保護、育種技術に関する知識・能力および森林の管理や木材生産を行うための伐採・輸送に関する知識・能力 | B-2 |
| | 森林土木領域 | 林道やそれに付随する施設の設計のための知識・能力および国土保全(砂防・治山)、水資源管理に必要な工学的知識・能力 | B-3 |
| | 自然環境領域 | 森林生態系および森林生態系に生息する野生生物の保全に関する知識・能力、自然公園や都市公園、都市の緑地、緑化などの計画および管理に関する知識・能力 | B-4 |
| | 林産領域 | 木材および木質材料の機能、物性、構成成分に関する知識・能力、それらの特性を生かした生活および住空間への利用、木材利用のための物理的・化学的な処理・加工、特用林産物の機能・利用 | B-5 |
| C 関連技術課題 | 周辺技術 | 森林分野に関連する応用科学技術、情報処理技術、事業評価手法、環境アセスメント手法など | C-1 |
| | 総合管理技術 | 安全管理、品質管理、工程管理、マネジメント手法など | C-2 |

別紙2 森林分野 CPD の形態区分

| 形態区分 | 内容 | 区分 | CPD 量の 単位 | CPD 時 間算定係 数 | CPD 時間取 得上限 | | 記号 |
|----------------|---|-----------------------------|--------------|--------------------|----------------|------|-------|
| | | | | | 1 件 | 年間 | |
| I 研修会等 への参加 | 学協会、大学、国・地方自治体、技術士会、民間団体等が公式に開催する研修会、講習会、研究会等；講演会、シンポジウム、発表会等；見学会、現地視察等 | JAFEE に認定されたプログラム(A) | 時間 | 1 | 20 | | I-① |
| | | JAFEE に認定されていないプログラム | 時間 | 1 | 20 | | I-② |
| II 論文等の 発表 | 学協会、大学、国・地方自治体、技術士会、民間団体等が公式に発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文等の発表 | JAFEE に認定された学術誌、 技術誌等(B) | 査読付き | 一論文 | 40 | | II-① |
| | | | その他 | 一論文 | 10 | | II-② |
| | | JAFEE に認定されていない学術誌、技術誌等 | 一論文 | 5 | | II-③ | |
| | 学協会、大学、国・地方自治体、技術士会、民間団体等が公式に開催する技術発表会、講演会、研究会シンポジウム等での口頭発表 | JAFEE に認定された技術発表会等(C) | 分 | 0.4 | 10 | | II-④ |
| | | JAFEE に認定されていない技術発表会等 | 分 | 0.2 | 10 | | II-⑤ |
| III 職場内研 修 | 企業の年間研修計画に基づき職場内で開催される研修会等への参加 | JAFEE に認定されたプログラム(D) | 時間 | 1 | | 10 | III-① |
| | 企業の年間研修計画に基づき職場内で開催される研修会等の講師、指導者(通常業務として行うものを除く) | JAFEE に認定されたプログラム(L) | 時間 | 2 | | | III-② |
| IV 技術指導 | 学協会、大学、国・地方自治体、技術士会、民間団体、ボランティア団体等が公式に開催する研修会、シンポジウム、見学会等の講師、意見提供者、説明者等 | JAFEE に認定されたプログラム(E) | 時間 | 3 | 20 | | IV-① |
| | | JAFEE に認定されていないプログラム | 時間 | 3 | 20 | | IV-② |
| | 学協会、大学、国・地方自治体、技術士会、民間団体、ボランティア団体等が公式に開催する技術検討委員会、研究会、審査会等への委員、試験委員、審査委員等としての参加 | JAFEE に認定されたプログラム(F) | 時間 | 3 | 20 | | IV-③ |
| | | JAFEE に認定されていないプログラム | 時間 | 3 | 20 | | IV-④ |
| V 通信教育 | 通信教育(別に定める様式でレポートを作成すること) | JAFEE に認定された通信教育(K) | 課題 | 4 | | 20 | V-① |
| VI その他 | 資格取得 | JAFEE に認定された資格(I) | 件 | | 20 | | VI-① |
| | 受賞 | JAFEE に認定された表彰(J) | 件 | | 20 | | VI-② |
| | その他 | 個別案件ごとに審査 | | | | | VI-⑨ |

注：(1)JAFEE に認定されていないプログラムの実施記録を登録する場合は、プログラムの内容がわかる資料及び参加証を CPD 事務局にメールで提出すること。

別紙3 森林分野 CPD 年会費等表

1. CPD 会員年会費等

○ 入会金 1,000 円

○ 年会費

| | | |
|-----|---------|--------------------------------|
| A会員 | 4,000 円 | 通信教育の受講及び実施記録証明書の発行が可能です。 |
| B会員 | 3,000 円 | 通信教育の受講はできません。実施記録証明書の発行は可能です。 |

(A会員、B会員ともに実施記録証明書の発行は無料で何通でも可能です。)

2. CPD 団体会員費等

| システム開発負担金 (1口 1万円) | 年会費 (1口 1万円) |
|-----------------------|-----------------|
| 1口～50口 (上限) | 1口～30口 (上限) |

(所属会員規模等に応じて金額を定める。)

3. 機能付き法人専用 ID 会員年会費

○ 年間 5,000 円

4. IC タイプの会員証の再発行料

○ 1枚 1,000 円 (実費)

5. CPD プログラム審査・認定料

CPD 団体会員に所属する支部、企業等で非公開の部内、企業内研修等についての CPD プログラムの認定料は、審査 1 回につき 5,000 円